記

中部区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

政　府

国指定風蓮湖鳥獣保護区及び同風蓮湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ北海道釧路市幸町10―３釧路地方合同庁舎４階釧路自然環境事務所（電話番号0154―32―7500）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成25年５月１日　　環境大臣　石原　伸晃

記

１　日時　平成25年５月22日（水）13時30分から14時30分まで

２　場所　北海道野付郡別海町別海西本町52番地　中央公民館２階会議室

３　案件　国指定風蓮湖鳥獣保護区及び同風蓮湖特別保護地区の指定について

国　会

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二十六日（金）

○一般案件（抜粋）

一　海洋基本計画の変更について（決定）（内閣官房）

一　平成二十五年度一般会計暫定予算予備費使用について（決定）（財務省）

○国会提出案件（抜粋）

一　「平成二十四年度中小企業の動向」及び「平成二十五年度中小企業施策」について（決定）（経済産業省）

○法律案

一　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（決定）（内閣府本府）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人星野明一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年５月１日　　さいたま地方法務局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成25年５月１日　　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
横浜典礼株式会社	神奈川県横浜市南区吉野町３―７―14	友第8013号	平成25年３月29日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成25年５月１日　　関東経済産業局長　宮川　　正

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年７月１日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年７月１日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
横浜典礼株式会社	神奈川県横浜市南区吉野町３―７―14	平成25年３月29日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東経済産業局産業部商務・取引信用課　電話　048―600―0403

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所

２　債権額

３　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第２０５１号

神奈川県平塚市代官町９―26エム・宮代会館２階平塚法律事務所

申立人　弁護士　石田　彩子

本籍神奈川県厚木市三田南１丁目1348番地８、最後の住所神奈川県厚木市三田南１丁目13番８号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成22年７月30日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和35年12月13日、職業不詳

被相続人　亡　小松田　肇

催告期間満了日　平成25年11月18日

横浜家庭裁判所小田原支部

平成２５年（家）第８２９３号

石川県河北郡津幡町字清水へ501番地17、事務所石川県金沢市八日市５丁目546番地

申立人　塩谷　和人

本籍石川県鳳珠郡穴水町字川島ホノ25番地、最後の住所石川県金沢市三口新町１丁目８番１号　向陽苑崎浦、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成24年７月６日、出生の場所石川県鳳至郡穴水町、出生年月日大正14年２月22日、職業無職

被相続人　亡　坂本　ツル

催告期間満了日　平成25年11月18日

金沢家庭裁判所